
東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文



春の善福寺公園

牧野武夫会員撮影

講演

個別労働関係紛争の 解決の促進に関する法律の要点 社会保険労務士法人化問題

講師：相馬 誠一 氏
日時：平成14年1月18日
場所：電設健保会館



平成14年1月18日、千代田・中央支部研修会が多くの参加者を集めて行われました。

相馬誠一氏を講師に、今回は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(以下紛争解決促進法)の要点と社会保険労務士法人化問題についてお話をうかがいました。

紛争解決促進法の要点

この法律は、平成13年7月11日に法律第112号として公布されました。法律を作らなければならなかった背景には、バブル崩壊後の長引く景気の低迷により、企業のリストラが解雇・出向・配転・労働条件の引き下げという形で進み、その中で、個別労働関係紛争が急激に増加し、また紛争も単に労働条件のみならず、職場内のいじめ、セクハラ、あるいは募集採用の差別といった質的变化をしました。これら紛争の量的増加には、労働組合の組織率の低下という現実もあります。ちなみに昭和45年には37%あった組織率が、平成12年には21.5%までに落ち込ん

でいると推定されています。

では、これまで紛争解決のための制度として何があったかといいますと、最終的には裁判(司法)で決着ということになりますが、私たちが力をいれているのが裁判に至る前の簡易裁判所における民事調停制度であります。また、平成10年に労働基準法第105条の3の追加により、都道府県労働局長の指導・助言が行われてきましたが、取り扱う紛争の範囲が労働条件に限られていました。しかし、それでは対応しきれないほど民事的な紛争が増加し、今回の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律制定に結びついたこととなります。これを裏付けるものとして、労働基準法第105条の3が追加された平成10年10月以降半年間に5500件だった紛争が、平成12年4月から9月の半年間には約5倍の2万3300件に増加しています。そして紛争の内容は解雇が50%、労働条件の引き下げが19%、出向・配転が10%になっています。

社会保険労務士 法人化問題

一方行政として取り組んでいるのが、労政事務所の労働相談であります。労政事務所はこれまで集団的な労使関係について介入するケースが多かったわけですが、平成6年に9万6000件だった相談件数が、平成11年には12万2000件に増えています。そして、紛争解決促進法ができて、都道府県の一機関として労政事務所は機能していくこととなります。

その他、民間の相談センターとしては、弁護士会の仲裁センター、社会保険労務士会の労働相談室があります。3日ほど前に相談室へいってきましたが、多くの面接または電話での相談を受けていて、気軽に相談できるこの相談室が、大きな力になってきていると感じたところで

紛争解決促進法における各都道府県の総合相談コーナーでは、労働局長の助言・指導で解決しない事案は、紛争調整委員会のあっせんに委任されます。この委員会の構成は、東京12名、愛知・大阪9名、千葉・神奈川6名というようになっていますが、東京で処理した事案は平成13年10月4件、11月27件、12月23件となっています。私もあっせん委員を努めていますが、短期間での処理を求められますので大変です。そうした中で感じますことは、この委員会の“あっせん”に、もっと力を与えてもらえれば、問題解決が進むということでもあります。

この法律の制定過程を見ますと、平成10年に「わが国における労使紛争の解決と、労働委員会制度の在り方に関する報告」が六つの制度改善を提起したことに端を発し、第9次雇用対策基本計画（平成11.8.13閣議決定）、規制緩和推進3カ年計画（平成12.3.31閣議決定）を経て、司法制度改革審議会における提言（平成13.6意見書）が三つの提言を行って、平成12年9月に個別の労使紛争処理問題検討会議が発足し、平成13年2月に労働政策審議会が答申し、7月に成立しました。

法律の内容で注目すべき点は、助言・指導にあたる者の中に、労働問題に関し専門的知識を有する者として、弁護士等法曹関係者、法律学者等学識経験者と並び、社会保険労務士が明記されたことです。私は、社会保険労務士が、労働問題の専門家として非常に重視されてきたと認識し、活躍の場が与えられたと考えるところであります。

社会保険労務士の法人化問題については、今年1月16日に理事会で検討した内容が、提示されました。内容は国とも協議しておりますので、法案化までには不十分な点の整備が行われて、今年6月の通常国会には提出の運びになると思われます。

「定義」にあるように、この法人は、社会保険労務士の業務を組織的に行うことを目的として、2名以上の開業社会保険労務士が共同して設立するものであります。なぜそうするかというと、社会保険労務士の業務は、個人開業ではさまざまな制約があって、業務の範囲が狭くなることと併せて専門的な知識が要求されるため、専門家の集団になることによって、国民のニーズに応えられるというメリットがあるからです。

設立については、定款を定めると同時に、自主性を尊重し認可ではなく、政令で定める事項を登記し設立することにしました。名称は〇〇社労士法人となり、その住所地で設立の登記をすることで成立し、その後に住所地の社会保険労務士会を経て、全国社会保険労務士会連合会に届けなければなりません。





研鑽と実力の世界

そして、新入会者には
多くの
優れた人財がいました

平成13年度 新規入会者懇談会開催 (平成14年2月20日・ホテル聚楽)



今回の懇談会は、三十余名という多数の参加者があり、終始、活気に溢れた楽しい会となった。

来賓として出席された東京都社会保険労務士会の小沢副会長は、次のように挨拶された。

「14年度は行政協力を進めながら、企業の受託率アップを目指したい。税理士業は90%の受託率なのに、東京都の社会保険労務士の事業所受託率は19%である。今年度はこれを50%まで引き上げるよう努力したい。それには、マル調や算定などの行政協力をを行いながら、進めるのが望ましい。



現在、年金を巡る問題が山積している。若い人達の間には将来自分たちは年金が貰えるのだろうかという不信感が根強い。これはマスコミが不安感を煽っているのも一因だが、我々としては、年金は国家が責任をもって運営している制度であり、心配はないのだ」という説明をしながら、仕事を進める必要がある。

私見だが、現在は不況で皆が困っている。この傾向は



しばらく続きそうだが、こういう時代には、年金やリストラに関連した問題で皆さんの相談にのるのも重要な仕事である。そ

の点で社会保険労務士の業務は、社会が好況でも不況でも多くの需要があるから、恵まれた職業であるといえるが、そのためには、研修への参加や、各種の情報を入手することで、質問や相談にのれるだけの実力を養っておく必要がある」

以下、政治連盟の説明、支部活動の概要等の説明のあと、新入会員各人の自己紹介があった。

参加者の中では、銀行・保険会社・証券会社などの金融機関の方が多かった。また、行政書士や司法書士の資格を併せ持つ人、ファイナンシャルプランナーの資格をお持ちの方もあった。

また、資格は持っていたけれどそれを活かすチャンスに恵まれなかったのが、人事担当になって本領を発揮できるようになったという方。開業したてで顧客獲得の苦労を味わっている方、師弟で参加している方等々で、正に多士済々であった。



参加者に共通していたのは、資格はあるが実務経験がない、あるいは相談にのれるかどうか心配ということ。これに対しては、実際の現場で体験を通じて勉強する、行政協力等を通じて経験を深める、研修や勉強会で最新の知識を吸収する、などという先輩たちの貴重なアドバイスがあった。

平成14年4月から実施

年金改正

Q & A

Q. 平成14年実施の年金改正事項に関して教えてください。

A. 厚生年金・年金基金の適用年齢延長をメインに、以下のような事項が改正されます。

厚生年金・年金基金の適用年齢延長

平成14年4月1日から、「70歳未満で働いている人」にまで、厚生年金被保険者および基金加入員の資格が適用されます。これにより、国から支給される老齢厚生年金は、70歳になるまで賃金に応じて減額されることとなります。

国民年金第3号被保険者の届け出は事業所経由で

会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(専業主婦等)は、国民年金の「第3号被保険者」となり、「第3号被保険者」でいる間は、保険料を個別に納めなくても年金の受給資格期間になります。ただし、本人が居住地の市区町村の国民年金課に届け出なければなりません。

この「第3号被保険者該当届」については、これまで届け出漏れのトラブルが多かったため、4月から配偶者の勤める事業所から社会保険事務所に提出することになりました。

第3号被保険者の期間がある人の年金は社会保険事務所に裁定請求

現在、国民年金のみに加入していた人(第1号および第3号被保険者)は、老齢基礎年金の請求先は居住地の市区町村の国民年金課となっています。

このうち、第3号被保険者の期間がある人は、4月以降は居住地を管轄する社会保険事務所に提出することになります。

国民年金保険料は、国に納めることになります

国民年金の第1号被保険者(自営業者、フリーアルバイター、学生等)は、市区町村から送られてくる納付書に従って自分で年金保険料(現在月額1万3300円)を納めます。この納付書の発行者、すなわち保険料の徴収者が、4月

からは市町村から国(社会保険庁)に移行します。

これにより納付できる金融機関も、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫が利用でき、社会保険事務所でも納められるようになります。

国民年金保険料の「半額免除」の制度が創設されます

経済的理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請により免除を受けられ、10年以内に追納(2年後以降は利子付き)することができます。ただし、免除を受けた期間について追納しなかった場合、老齢基礎年金が3分の1に減額されます。

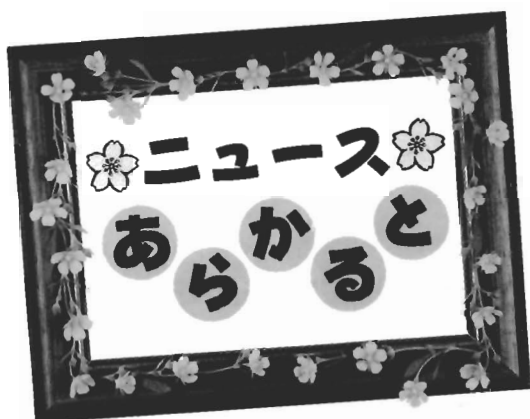
この制度について、4月からは保険料の半額だけ免除を受けることもできるようになります。半額免除を受け追納しなかった場合、老齢基礎年金は3分の2に減額となります。

国民年金保険料の学生納付特例 夜間部や通信制の学生も受けられるようになります

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、学生でも全員国民年金への加入が義務づけられていますが、本人の所得金額が68万円以下の学生は保険料の免除を受けられ、10年以内に追納できます。

この学生の納付特例は、現在昼間部の学生のみが対象となっていますが、4月からは夜間部・定時制および通信制の学生も対象となります。(ただし本人の申請が必要)



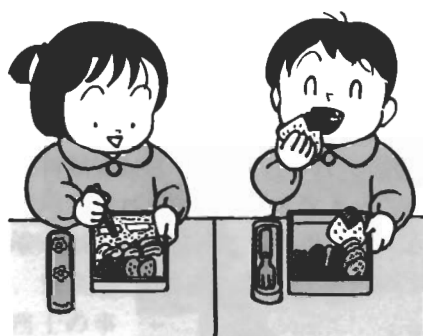


ランチメイト症候群

OL、大学生、高校生の女性に見られるのが特徴です。ランチタイムに仲間がいないと1人では食事をとれなかったり、1人でランチを食べることに耐えられず、かといってランチに仲間を誘うこともできない、といったことからこう呼ばれています。

なかにはランチメイトのいない自分を責めて落ち込み、学校や職場に行けなくなるケースもあるといいます。

難関校といわれる学校の生徒やその出身者に多いといわれており、対人関係を築く力の低下が指摘されています。



全国の自治体で増加中 自己負担金の助成制度

介護保険を使って介護サービスを利用した場合は、価格(介護報酬)の1割を自己負担します。ですが高齢者の中には、毎月の保険料さえ支払えば介護サービスは無料で使用できると思っていて、自己負担金を知った段階で利用を断るケースが増えているといいます。

東京都墨田区では、2001年度から在宅介護の自己負担金のうち70%を助成する「墨田居宅介護サービス支援事業助成」を始めています。

対象となるのは高齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税であること。利用者が助成を申し込む「申請」方式で、1度支払ったお金が後から戻る「償還払い」。たとえば自己負担1000円分のサービスを利用すると、あとで700円が戻ります。

一方、東京都は2002年1月から独自の軽減措置を開始。「社会福祉法人のサービス利用については利用料の50%を助成する」という国の軽減措置を拡大したものです。サービス事業者を、民間も含む全ての事業者に拡大し、また対象となるサービスも国が定める4種類から9種類に増やしました。

条件は介護保険料の滞納がなく、世帯の年収が基準収入以下(1人の場合年間120万円)で、世帯預貯金額が基準収入額の2分の1以下。

「都内では在宅サービス事業者は民間がほとんどだったから、国の助成制度は機能しにくかった。都の対策は当然」という声は多く聞かれます。しかし、都がこうした支援策に乗りだしたことから「お金がなくてサービスが利用できない高齢者」が相当数いることは確かです。今後、各保険者レベルでの助成の動きは、ますます強まりそうです。

理想の老後と老後の不安

「理想の老後」を次の3パターンに分けるとすると、あなたはどのパターンを選びますか？

- ① 何らかの仕事をしている生活
- ② 友人や地域の人々との交流を楽しむ生活
- ③ 自分なりに気ままにのんびりと暮らす生活

博報堂エルダービジネス推進室が、首都圏および近畿圏在住の12歳から69歳までの男女3,400人を対象にこのたび行った調査によると、男性は①を選んだ人が53.2%と最も多く、続いて②が43.5%、③は40.8%でした。(複数回答可)

女性の結果を見てみると、最も多かったのは②が63.4%、続いて③が46.1%で、男性では最も多かった①は38.1%でした。どうやら、男性と女性とでは「理想の老後」に多少のズレがあるようです。しかし、社会とのつながりを積極的に求める点では一致しています。

近年、身体機能の衰えなどをきっかけに「閉じこもり」になる高齢者が問題になっているなか、この姿勢は重要です。

老後には様々な不安要素があります。20歳代から60歳代の年代別に「老後不安要素」について聞いてみると、まず全ての年代において「体力」を上げる人が80%弱と最も多く、続いて「生活費・年金」が60%でした。(複数回答可)

年代別で特徴的なのは、50歳代と60歳代では「物忘れ」「視力」が「体力」に続いて最も多かったことです。また、「医療・福祉制度」を上げた人も他の年代と比較すると10%前後多い結果となっています。

20歳代から40歳代では「生活費・年金」を上げる人が「体力」を上げる人と同じくらい多く、40歳代、50歳代と比較してもおよそ10%多い結果となっています。若い世代は経済的な不安のほうが大きいです。

「理想の老後」を送るためには、これらの不安が解消・あるいは軽減していくことも重要です。自分で健康管理することも大切ですが、2015年には日本は4人に1人が高齢者となる時代を迎えます。高齢者の生活を支えるための社会的整備が必要です。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H13.11.1	齋藤 歩	麴 町	勤務
H13.11.1	鈴木 啓之	神 田	開業
H13.11.1	相馬 信子	日本橋	開業
H13.11.1	内田 光子	京 橋	勤務
H13.11.1	萩原 大輔	京 橋	勤務
H13.11.30	土屋 雅子	麴 町	開業
H13.12.1	岩沢 誠敬	麴 町	開業
H13.12.1	栗原 功治	麴 町	勤務
H13.12.1	谷内 正彦	麴 町	勤務
H13.12.1	大館 隆司	日本橋	勤務
H13.12.1	松田 泰敏	日本橋	勤務
H13.12.1	眞田 嘉よ	京 橋	開業
H13.12.1	若林 恵一	京 橋	開業
H13.12.1	若林 真毅	京 橋	勤務
H13.12.1	茨木 護	京 橋	勤務
H13.12.27	比屋根美智代	神 田	勤務
H14.1.1	松崎 直彦	麴 町	開業
H14.1.1	岩井三津夫	麴 町	勤務
H14.1.1	太田 涼子	麴 町	勤務
H14.1.1	松澤佳代子	麴 町	勤務
H14.1.1	西井由美子	麴 町	勤務
H14.1.1	伊藤 寛	麴 町	勤務
H14.1.1	木村 亘	麴 町	勤務
H14.1.1	定政 晃弘	麴 町	勤務
H14.1.1	近藤 昌則	麴 町	勤務

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H14.1.1	荒神 康裕	麴 町	勤務
H14.1.1	佐藤 剛	麴 町	勤務
H14.1.1	中村 航洋	麴 町	勤務
H14.1.1	大西 玲子	麴 町	勤務
H14.1.1	白井 豊	麴 町	勤務
H14.1.1	太田 雅美	麴 町	勤務
H14.1.1	早川 優子	神 田	開業
H14.1.1	中西恵津子	神 田	開業
H14.1.1	橋本 浩徳	神 田	勤務
H14.1.1	松野誠一郎	神 田	勤務
H14.1.1	石原美由紀	神 田	勤務
H14.1.1	木暮 輝人	神 田	勤務
H14.1.1	鎌田 緑	神 田	勤務
H14.1.1	齋藤 哲弘	日本橋	勤務
H14.1.1	河崎 洋司	日本橋	勤務
H14.1.1	三條 麻美	日本橋	勤務
H14.1.1	川口 史敏	京 橋	開業
H14.1.1	岩渕 聡	京 橋	勤務
H14.1.1	関口 厚志	京 橋	勤務
H14.1.1	中川 幸治	京 橋	勤務
H14.1.1	菊池 秋人	京 橋	勤務
H14.1.1	小杉 隆樹	京 橋	勤務
H14.1.1	橋 兼次	京 橋	勤務
H14.1.1	田中 実穂	京 橋	勤務

訃 報

松山 敏子 様 (68歳)

平成14年1月9日ご逝去。



故松山会員は、当支部の役員として長きにわたり
支部の運営と発展にご尽力いただきました。
ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。



個人としての政治活動と 社会保険労務士政治連盟としての政治活動

会員みなさまには日頃支部政連活動にご協力いただきましてありがとうございます。

私は政治連盟の幹事長という立場にありながら社会保険労務士としての政治活動に今ひとつ自信が持てません。私個人としては二十歳になって初めての選挙から幾度となく行われた選挙のほとんどを棄権することなく投票しています。また友人の区議会議員の選挙を手伝ったこともあります。にもかかわらず・・・

理由の一つは、選挙権がない選挙区での活動になるから。1000人以上の会員を擁する千代田・中央支部。そのなかで実際千代田区、中央区で選挙権があるのは数十名にすぎません。選挙応援に行った先から会員に対して電話しても「選挙権がないから」と言われてしまうと次の言葉が出ません。

もう一つは会費の問題。政治連盟の会費は東京会全体で50%ぐらいの収納率だとか。つまり二人に一人は納めていません。でも、会費を納めていない会員も法改正の成果を受けることができます。

以前、支部の研修会で社会保険労務士制度の設立当時の話を聞いたことがあります。管外研修会の場で1時間ほどの研修会でしたが、法案が可決した瞬間の話は私にとっては感動的でした。つまり、それまでの法制化への先輩たちのご苦勞が報われた瞬間でもあり、今、私たちがこうして社会保険労務士と名乗れる出発点、原点でもあるからです。

その後、数度の改正を経て現在に至っているわけですが、後発「士業」の悲しさ、今また、税理士との間に業際問題が蒸し返されています。社会保険労務士としての独自性を確保するためには社会保険労務士の力を結集すると共に、議員立法で制定された私たち社会保険労務士の意を汲む議員をいかに多く選出するかが政治連盟としての使命ではないでしょうか。

それを実現するためには日ごろから社会保険労務士に理解のある地方議会議員から国会議員にいたるまで選挙で応援をするしかありません。また、そのためには活動資金が必要となります。法律上、本会の資金を政治活動に使うことはできません。政治連盟独自で集めるしかないのです。私たちの職域を私たちが守りまた育てる。そのために等しく会費を払いそのうえで等しく成果を享受する。どうぞ、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

この一文を書いてすこしだけ自信がわいてきた気がします。

表紙写真 を募集いたします

本誌支部会報の表紙を飾る、写真を募集しています。奮ってご応募ください。

採用された方にはお礼を差し上げています。

題 材：自由（モノクロ・またはカラー。ただしカラーの場合でもモノクロとして使用することがあります）

注意事項：印刷物などは画像が荒くなりますので、できれば写真をお送りください。また、デジタルカメラで撮ったものも、下記のアドレスまでデータをお送りいただいたほうが、プリントアウトしたものよりきれいに印刷できます。

送 付 先：(株)法研 営業部 営業4課 野口宛
(〒104-8104 中央区銀座1-10-1)
e-mail：t.noguchi@sociohealth.co.jp



広報担当となってはや1年。月日は早いものです。2001年は、世紀の変わり目なのか、同時多発テロなど暗いニュースが多すぎました。そして完全失業率も上昇の一端です。

しかし、2002年は明るい話題も生まれ始めています。

昨年暮れの「新宮様」の誕生を始めとして、冬季オリンピックやワールドカップでの日本人の活躍。そして、個人消費率のアップ等々・・・

今年は「午年」、疾風のごとく早馬で景気の急カーブを駆け上がって欲しいものです。（須藤）